

○三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年10月5日三浦市規則第15号）

○三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則

昭和48年10月5日三浦市規則第15号

改正

昭和55年4月1日三浦市規則第10号
昭和58年4月1日三浦市規則第13号
平成6年9月29日三浦市規則第18号
平成7年6月29日三浦市規則第23号
平成10年5月29日三浦市規則第30号
平成11年3月31日三浦市規則第21号
平成12年12月27日三浦市規則第55号
平成19年3月29日三浦市規則第21号
平成20年3月31日三浦市規則第21号
平成20年9月26日三浦市規則第32号
平成24年7月6日三浦市規則第22号
平成26年9月30日三浦市規則第19号
平成28年7月20日三浦市規則第21号
平成29年3月31日三浦市規則第8号

三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年三浦市条例第14号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者医療費 重度心身障害者医療費をいう。
- (2) 対象者 条例第2条の障害者医療費の支給対象者をいう。
- (3) 受給者 医療証を受けている者をいう。
- (4) 医療証 障害者医療証（第1号様式）をいう。
- (5) 被保険者証 被保険者証又は組合員証をいう。
- (6) 保険医療機関等 条例第3条第3項の保険医療機関等をいう。
- (7) 請求書 障害者医療費請求書（第2号様式）をいう。
- (8) 届出書 障害者医療費資格等変更届（第3号様式）をいう。

（医療保険各法）

第2条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める医療保険各法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（支給の始期及び終期）

第3条 障害者医療費の支給は、第5条の規定による医療証の交付申請を行った日の属する月の初日以後に受ける療養の給付からこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、新たに条例第2条に規定する住所要件を備えるに至ったこと又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の適用資格を取得したことにより対象者となった者に係る障害者医療費の支給は、その者が住所要件を備えるに至った日又は資格を取得した日以後に受ける療養の給付からこれを行う。

3 受給者が対象者でなくなったときは、その日以後に受ける療養の給付については障害者医療費の支給を行わない。

（自費診療の適用除外）

第4条 対象者が自費診療により療養の給付を受けたときは、支給を行わない。ただし、療養費払いの

方法がとられたときは、この限りでない。

(医療証の交付申請)

第5条 対象者であつて、障害者医療費の支給を受けようとするものは、障害者医療証交付申請書(第4号様式)に当該対象者に係る次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 被保険者証

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(3) 前年(申請日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の所得の状況を証する書類

(4) 個人番号の確認のため市長が必要と認める書類

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があつた場合、その内容を審査し、相当と認めた者に対し、医療証を交付する。

(医療証の更新等)

第7条 医療証の有効期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 条例第2条第1項第1号から第3号までに該当する者 5年を超えない範囲内において、第3条の規定により障害者医療費の支給が開始される日(次号において「支給開始日」という。)から市長が別に定める医療証の更新日の前日まで(第3項及び第4項の規定による更新手続を行う場合にあつては、当該医療証の更新日から次の更新日の前日まで)

(2) 条例第2条第1項第4号に該当する者 2年を超えない範囲内において、支給開始日から当該対象者に係る精神障害者保健福祉手帳の有効期限まで(第3項及び第4項の規定による更新手続を行う場合にあつては、当該対象者に係る精神障害者保健福祉手帳の更新日から当該精神障害者保健福祉手帳の更新後の有効期限まで)

2 転出その他の事由により障害者医療費の受給資格が消滅した者に係る医療証については、当該受給資格が消滅した日をもってその効力を失うものとする。

3 受給者は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を市長に返還するとともに、更新手続をしなければならない。

4 受給者は、前項の更新手続をしようとするときは、障害者医療証更新申請書(第5号様式)に当該受給者に係る次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者証

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(3) 前年(申請日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の所得の状況を証する書類

(4) 個人番号の確認のため市長が必要と認める書類

(医療証の再交付申請)

第8条 受給者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、障害者医療証再交付申請書(第6号様式)を市長に提出して、その再交付を申請しなければならない。

2 受給者は、前項の申請をした後、失った医療証を発見したときは、直ちに返還しなければならない。

(氏名変更の届出)

第9条 受給者は、氏名を変更したときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、市長に提出しなければならない。

(1) 変更前及び変更後の氏名並びに変更年月日

(2) 医療証の番号

(住所変更の届出)

第10条 受給者は、本市の区域内においてその居住地を変更したときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 変更前及び変更後の住所並びに変更年月日

(2) 医療証の番号

(保険者等の変更の届出)

第11条 受給者は、受給者に係る医療保険の保険者若しくは所在地又は被保険者証の表面に記載内容に変更があつたときは、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、市長に提出しなければ

らない。

- (1) 変更前及び変更後の保険者の名称若しくは所在地又は被保険者証の記載内容
- (2) 変更年月日
- (3) 医療証の番号

2 前項の届出書には、市長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

(転出の届出)

第12条 受給者は、本市の区域内に居住地を有しなくなったときは、速やかに、第10条各号に掲げる事項を記載した届出書を、市長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第13条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の番号

(医療証の添付)

第14条 第8条から前条までの規定による申請又は届出には、医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

(障害者医療費支給の申請)

第15条 条例第3条第1項又は第3項の規定による障害者医療費の支給を受けようとする者は、障害者医療費支給申請書（第7号様式）を、当該療養の給付を受けた日から5年以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、医療保険の療養費支給決定通知書又は医療費の領収書を添付しなければならない。

(受療の手続)

第16条 受給者は、保険医療機関等で医療保険による医療に関する給付を受けようとするときは、被保険者証及び医療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(受給者の確認)

第17条 保険医療機関等は、受給者から診療を求められた場合には、その者の提出する医療証によって受給者であることを確かめなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって医療証を提出できない者であって、受給者であることが明らかなものについては、この限りでない。

(医療証の返還)

第18条 保険医療機関等は、受給者に対して診療を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該受給者から医療証の返還を求められたときは、当該受給者に返還しなければならない。ただし、当該受給者が死亡した場合は、第13条の規定により死亡の届出をなす者に対して返還しなければならない。

(障害者医療費の請求)

第19条 保険医療機関等は、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。この場合において、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）で取り扱う国民健康保険被保険者に係る障害者医療費の請求については、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）で定める診療報酬請求書及び診療報酬明細書を診療した月の翌月10日までに国保連合会に提出するものとする。

(請求書の使用制限)

第20条 保険医療機関等は、受給者以外の者に係る医療費の請求については、前条の請求書を使用してはならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第21条 障害者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。

(口頭による申請)

第22条 市長は、第5条、第7条から第13条まで及び第15条に規定する申請書又は届出書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、受給者の口頭による陳述を担当職員に聴取させた上で必要な措置をとることによって、当該申請書又は届出書の提出に代えることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書又は届出書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印しなければならない。

(申請書等の記載事項)

第23条 この規則の定めによる申請書又は届出書には、申請者又は届出者の氏名、住所及び申請又は届出の年月日を記載し、押印しなければならない。

(医療証の交付の特例)

第24条 市長は、障害者医療証交付申請書又は障害者医療証更新申請書に記載すべき事項が公簿等によって確認することができるときは、第5条及び第7条の規定にかかわらず医療証を交付することができる。

(添付書類の省略等)

第25条 市長は、この規則の定めによる申請書又は届出書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則により申請書又は届出書に添えなければならない書類を省略し、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

3 同一の世帯に属する2人以上の者が同時に申請書又は届出書を提出する場合において、そのいずれかの申請書又は届出書に添えて提出される書類により他方の状況等を明らかにすることができるときは、他方の当該事実に関する添付書類は、省略することができる。この場合においては、他方の申請書又は届出書の余白にその旨を記載しなければならない。

(障害者医療費に関する処分の通知)

第26条 市長は、障害者医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者又は受給者に通知しなければならない。この場合において、障害者医療費の全部又は1部につき不支給の処分をしたときは、その理由を附記しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この規則による申請または届け出は、施行の日前においても行なうことができる。

附 則 (昭和55年4月1日三浦市規則第10号)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 改正前の規則の規定により調整した用紙等については、現に残存するものに限り、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (昭和58年4月1日三浦市規則第13号)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日(以下「施行日」という。)前に交付した受給者証で、施行日以後にその有効期限が到来するものについての当該有効期限については、この規則による改正後の三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条第1項の規定にかかわらず、昭和58年5月31日までとする。

3 改正後の規則に規定する用紙等については、従前の規定により調整したもので現に残存するものに限り、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則 (平成6年9月29日三浦市規則第18号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月29日三浦市規則第23号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月29日三浦市規則第30号)

1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして

使用することができる。

附 則（平成11年3月31日三浦市規則第21号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第3条から第5条までの規定による改正前の各規則の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年12月27日三浦市規則第55号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年3月29日三浦市規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日三浦市規則第21号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日三浦市規則第32号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日三浦市規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年9月30日三浦市規則第19号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年7月20日三浦市規則第21号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、平成28年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式によるものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第2条関係）

第3号様式（第2条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第15条関係）

附 則（平成29年3月31日三浦市規則第8号）

この規則は、平成29年3月31日から施行する。